#### V 環境に関する助成制度

# 住宅向け再生可能エネルギー機器等助成金制度

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1281



戸建住宅や共同住宅に太陽光発電システム、家庭用蓄電池システム、家庭用燃料電池(エ ネファーム)、LED照明を導入する方に費用の一部を助成します。なお、LED照明については、 共同住宅の共用部分のみ対象となります。導入前に申請が必要です。

- ●助成金額
  - ■太陽光発電システム(戸建住宅・共同住宅共用部分) 出力1kWあたり5万円 上限20万円(戸建住宅)・上限50万円(共同住宅共用部)
  - ■家庭用蓄電池システム 蓄電容量1kWhあたり1万円、上限10万円
  - ■家庭用燃料電池(エネファーム) 1台あたり14万円
  - ■共同住宅共用部用LED照明(新築·増改築は対象外) 工事費用(税抜)×50%、上限75万円※ ※令和6年度から令和8年度までの助成金額

#### 高反射率塗料施工助成金制度

問合せ 環境課 🕿 03-5246-1281



屋上または屋根部(笠木、立上り含む)等に、高反射率塗料(遮熱塗料)を施工する方への 助成制度です。工事前に申請が必要です。

●助成金額

工事費用(税抜)×20%、上限15万円

### 窓・外壁等の遮熱・断熱改修助成金制度

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1281



既存の窓や外壁を遮熱・断熱性能の高いものに改修する方への助成制度です。工事前に申 請が必要です。

●助成金額

工事費用(税抜)×20%、上限15万円 ※新築・増改築は対象外

#### 雨水タンク設置助成金制度

問合せ 環境課 🕿 03-5246-1281



雨水を貯めておくタンク(雨水貯留槽)を設置される方への助成制度です。工事前に申請 が必要です。

●助成金額

本体、付属機器の購入費及び設置費用(税抜)の50%、1台の上限5万円(2台まで)

#### 東京都既存住宅省工ネ改修促進事業

問合せ

東京都住宅政策本部民間住宅部 計画課 脱炭素化施策推進担当 **2** 03-5320-5459



住宅の省エネ診断、省エネ設計及び省エネ改修に対する補助を受けられる制度です。申請 にあたっては、東京都のホームページから条件等を確認のうえ、担当窓口にご相談ください。 工事等契約・着工前の申請が必要です。

### 民間施設緑化助成制度

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1323

新たに屋上緑化、壁面緑化、地先緑化及び駐車場緑化を行う方に対し、工事費の一部を助 成します。着工前の申請が必要です。

- ※この制度は、「台東区みどりの条例」で規定する「緑化計画書」の届出が必要となる緑化工 事は助成の対象外です。
  - ●助成金額(複数の助成金を同時に受ける場合は、助成金の上限は合計で50万円)
    - (1)屋上緑化(1㎡以上施工する場合)
      - ①2万円×助成対象緑化面積(m²)
      - ②工事費(消費税除く)の1/2(①と②のいずれか低い額、上限30万円)
    - (2)壁面緑化(1㎡以上施工する場合)
      - ①5千円×助成対象緑化面積(m²)
      - ②工事費(消費税除く)の1/2(①と②のいずれか低い額、上限15万円)
    - (3) 地先緑化(接道部分を1m以上施工する場合)
      - ①1万円×助成対象緑化延長(m)
      - ②工事費(消費税除く)の1/2(①と②のいずれか低い額、上限10万円)
    - (4)民間貸駐車場緑化(1㎡以上施工する場合)
      - ①1万円×助成対象緑化面積(m)
      - ②工事費(消費税除く)の1/2(①と②のいずれか低い額、上限10万円)

# プランター設置助成制度

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1323

花を植えるプランターを設置される方に設置費用の一部を助成します。個人のほか、法人、共同住宅管理組合等の申請も可能です。※必ずプランターを設置する前に、ご相談ください。

- ●助成対象経費
  - ・プランター及びハンギングバスケット(花を植える容器)の購入経費
  - ・上記にある購入したプランター等に植える花苗代
  - ・花を植えるための土・肥料代
- ●助成金額
  - ①3万円×プランター設置面積(㎡)
  - ②プランター設置経費(消費税除く)の1/2(①と②のいずれか低い額、上限5万円)





